

# 復興特別所得税に関するお知らせ

平成23年12月2日、「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」が公布されたことに伴い、預金・公共債の利子、投資信託の分配金および信用金庫の普通出資配当金等に課税される所得税に対し、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの25年間、「復興特別所得税」として、所得税額×2.1%が追加課税されます。

具体的な税率は以下のとおりとなります。

	平成24年 12月31日まで	平成25年1月1日から 平成25年12月31日	平成26年1月1日から 平成49年12月31日
預金・公共債の 利子、公共債 投資信託の 分配金 等	<b>20%</b> 国 税 15% 地方税 5%	<b>20.315%</b> 国 税 15.315% 地方税 5% うち復興特別所得税 15%×2.1%=0.315%	
公募株式投資 信託の普通 分配金、解約益 等	<b>10%</b> 国 税 7% 地方税 3%	<b>10.147%</b> 国 税 7.147% 地方税 3% うち復興特別所得税 7%×2.1%=0.147%	<b>20.315%</b> 国 税 15.315% 地方税 5% うち復興特別所得税 15%×2.1%=0.315%
信用金庫の 普通出資配当金	<b>20%</b> 国 税 20% 地方税 0%	<b>20.42%</b> 国 税 20.42% 地方税 0% うち復興特別所得税 20%×2.1%=0.42%	

- 利子の計算期間等にかかわらず、平成25年1月1日以降に支払われる利子等に対し、上記税率が課せられます。また、各種資料等で所得税が従来の税率により表示されている場合も、平成25年1月1日以降は上記税率となります。
- 各種資料等によっては復興特別所得税の税率が表示されていない場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- 個人向け国債を中途換金する場合の中途換金調整額は、平成25年1月10日受渡分以降、「直前2回分の各利子(税引前)相当額×0.8」から「直前2回分の各利子(税引前)相当額×0.79685」となります。
- 公募株式投資信託の普通分配金等に対する税率は、お客様が総合課税を選択する場合は、「総合課税における所得税額×2.1%」が復興特別所得税として課せられます。
- マル優、マル特を利用している場合や、租税条約により所得税の限度税率が適用される場合には、復興特別所得税は課されません。
- 内国法人等のお客様は、利子等に対し、上記の税率で源泉徴収されます(なお、公募株式投資信託の普通分配金等では、住民税は徴収されません)。
- 記載されている内容は、平成24年8月時点の情報をもとに作成していますが、今後の税制改正等により、内容が変更となる場合がございます。
- 課税の詳細については、お住まいの管轄税務署にご確認下さい。

あなたに元気、まちに活気